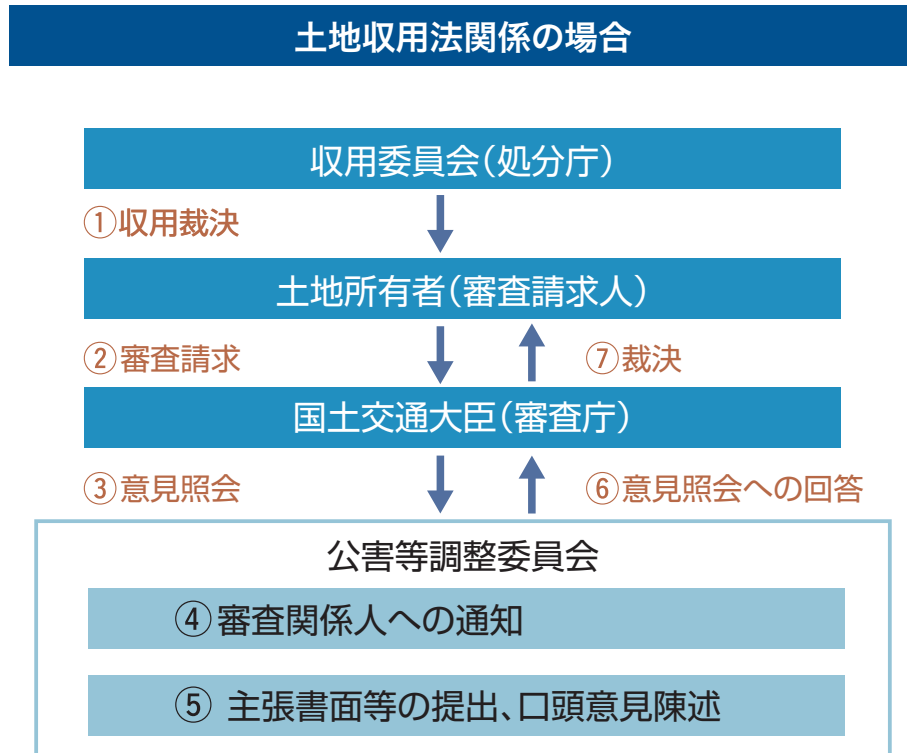


土地収用法に基づく意見照会等

土地利用の複雑化、多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の処分がより適正に行われるように、公害等調整委員会が事前に意見照会への回答、承認などを行う制度が設けられています。

例えば、収用委員会の裁決等に対する土地所有者からの審査請求について、国土交通大臣が裁決するに当たっては、事前に公害等調整委員会の意見を聴くこととなっています。



	根拠法	手 続	手続の主な対象
1	土地収用法 (第27条第2項、第131条第1項)	意見照会への回答	国土交通大臣が、①事業認定の申請に対する処分、②収用委員会の裁決等についての審査請求に対する裁決をするとき
2	鉱業法 (第64条の2第3項、第87条)	承認	経済産業大臣が、公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる決定をするとき
3	採石法 (第18条、第30条)	承認	経済産業局長が、採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての決定をするとき
4	文化財保護法 (第159条第1項)	協議	文化庁長官が、文化財の保存のための処分に対する審査請求のうち、鉱業又は採石業との調整に係るものについて、裁決をするとき